

廃棄物適正処理推進課

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について

(1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底

① 一般廃棄物処理計画の策定及び実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月最終改正）や3つのガイドライン、「循環型社会形成推進基本計画」において環境保全を前提とした循環型社会の形成が主唱されていること等を踏まえ、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、市区町村の統括的処理責任をはじめ一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめている。また、「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月最終改正）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項の規定に基づく基本方針（平成27年7月最終改正）を踏まえ、平成28年9月に改定・周知を行っている。都道府県におかれては、市区町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう貴管内市区町村に対し周知徹底及び助言等をお願いしたい。なお、一般廃棄物処理計画は、市区町村の策定義務であることを廃棄物処理法において明記しており、計画策定に遺漏がないよう、貴管内市区町村に強く指導をお願いしたい。

また、市区町村の処理責任の性格については、市区町村自らが行う場合はもとより、市区町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、引き続き市区町村が有するものであり、平成26年1月28日の最高裁判決においてこの考え方が改めて示された。この判決が示されたこと、及び市区町村から一般廃棄物の処理委託を受けた業者による大規模な不適正処理事案が解決しないまま長期化していることを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」（平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を通知したことから、貴管内市区町村に対し、改めて廃棄物処理法の適正な運用のため周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な

運用の徹底について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k047.pdf>

平成 26 年 1 月 28 日最高裁判例（裁判所HP）

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=83888

② 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

事業活動に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（平成 14 年 3 月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会）」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（平成 14 年 11 月、中央環境審議会）」において整理され、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言いがたいもの」以外のものについては、市区町村の処理責任の下に整理されている。

このことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市区町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市区町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところであり、一方で排出事業者の処理責任の下、マニフェストの交付等厳格な対応が求められる産業廃棄物と併せて、全体として適正な処理が確保されることが重要である。なお、事業活動に伴って生じた廃棄物をその性状等に鑑みて一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらとして処理するかについては、その区分の趣旨に照らして適切に判断されるべきものであり、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導監督権限を有する都道府県等との間においてその扱いを十分に調整する必要がある。以上の点を踏まえ、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理が確保されるよう、管下市区町村との十分な連携を図られたい。

平成 28 年 1 月、ある事業者の子会社等が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、当該事業者から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市区町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したことを受け、環境省では、「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について」（平成 28 年 1 月 20 日付け環廃対発第 16012003 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。

本事案では、事業者が市区町村から再三是正するよう指導されていたにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたものであり、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守に関する一般廃棄物排出事業者への周知の徹底及び適切な指導、類似の事案を把握した場合の厳正な対処について、貴管内市区町村に対する周知徹底をお願いしたい。

また、市区町村の規制権限の及ばない第三者が、一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介入して、あっせん、仲介、代理等の行為（を行

うことについては、市区町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出しており、一般廃棄物の適正処理の確保のため、貴管内市区町村に対し、改めて周知徹底をお願いする。

排出事業者責任については、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化等により強化されてきたところであるが、不適正処理事案は後を絶たず、特に平成 28 年 1 月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところである。

このため、中央環境審議会においては、平成 28 年 9 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまとめられ、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、排出事業者責任の重要性が指摘されるとともに、平成 29 年 2 月には「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」の中で「排出事業者責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされた。これを受けて、環境省では、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」（平成 29 年 3 月 21 日付け環廃対発第 1703212 号・環廃産発第 1703211 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を通知した。

この通知では、

- ・ 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物処理法における排出事業者責任の各規定の遵守について改めて認識する必要があること。
- ・ 規制権限の及ばない第三者について、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがあること。

など、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められることを通知している。さらに、環境省のウェブサイト上にも、排出事業者責任の徹底をはかる特設サイトを開設しているところ、引き続き、管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うようお願いしたい。

なお、条例において、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に適合しない内容を定めている場合であっても、当該

規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい。

<参考資料>

一般廃棄物の適正な処理の確保について

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000021.html>

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

③ 合理化事業計画

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号）第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管内市区町村に対し助言されたい。

④ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)において、行政手続の簡素化等の重要性が指摘されたことも踏まえつつ、都道府県におかれては、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。また、添付書類についても見直しを行い、その必要性を再度確認することで事業者に対しても申請等に必要な情報が十分共有されるよう努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。

<参考資料>

「行政手続コスト」削減のための基本計画（一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可）

<http://www.env.go.jp/other/costsakugen/pdf/mat3-2-1.pdf>

⑤ 令和4年度税制改正大綱の取りまとめについて

令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が取りまとめられ、廃棄物関係では以下の2点について変更があった。

まず、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置については、特定災害防止準備金制度は適用期限の到来をもって廃止することとなった。

次に、公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置については、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、PCB廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関して、次の見直しを行った上、その適用

期限を2年延長することが認められた。

- ・ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
- ・一般廃棄物最終処分場について、適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

<参考資料>

令和4年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

(2) 市区町村の一般廃棄物処理システムの改革

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月改正）においては、市区町村の役割として、①一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進をすること、③分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること等を挙げている。

このような取組を支援するため、環境省では、平成19年6月に①一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、②有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システムの指針」という。）」を公表し、これまでに、市区町村等の担当者を対象とした説明会の開催やガイドラインの見直し、支援ツールの改定等を行ってきた。

都道府県におかれては、引き続き貴管内市区町村に対してこれらガイドラインの周知を図るとともに、市区町村の一般廃棄物処理システムの3R改革の取組への支援をお願いします。

このうち、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

① 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村(一部事務組合・広域連合を含む)(以下「地方公共団体」という。)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとしてとりまとめ、公表したものである。地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。

これを受けて、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行い、令和3年5月に現行会計基準を改訂したところである。

「(改訂)一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、上記のような観点から一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。

一般廃棄物会計基準の説明や財務書類の作成支援ツール、関係資料については環境省のホームページに掲載しているので財務書類作成の際の参考とされたい。なお、令和3年5月の改訂に伴い、「一般廃棄物会計基準の改訂について(通知)」(令和3年5月20日付け環循適発第2105201号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)を通知したことから、管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

② 一般廃棄物処理有料化の手引き

一般廃棄物処理の有料化は、市区町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために実施するものである。

生活系ごみについて有料化を導入している市区町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成19年度に、生活系ごみについては約59%、事業系ごみについては約84%であったのに対して、令和2年度にはそれぞれ約66%、約86%となっている(下表参照)。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市区町村による一般廃棄

物処理の有料化に向けた取組を支援するものであり、令和4年3月に改訂を行ったところである。

改訂に伴い、「一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂について（通知）」（令和4年3月31日付け環循適発第22033112号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を通知したところであり、一般廃棄物の3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、引き続き管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

ごみの収集手数料導入市区町村の割合

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
生活系 ごみ	63.1%	63.4%	64.3%	64.3%	64.6%	65.1%	65.5%	65.8%
事業系 ごみ	85.0%	84.6%	85.4%	85.7%	85.9%	86.0%	86.2%	86.2%

（※ただし、粗大ごみを除く。）

（「令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査」より）

③ 一般廃棄物処理システムの指針

市区町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められる。

このようなことから、「一般廃棄物処理システムの指針」では、（1）標準的な分別収集区分、（2）適正な循環的利用及び適正処分の考え方、（3）一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標（資源回収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等）とその評価方法について提示している。

環境省では、市区町村が「一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、他の市区町村、一部事務組合との比較評価を行うための評価支援ツールを作成し、環境省のホームページに掲載している。

なお、令和3年度から一般廃棄物処理システムの指針の改訂のための検討を始めている。

<参考資料>

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html

（3）使用済物品の適正な処理の確保について

近年、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等

する者が増加しており、それらの中には、適正なリユース・リサイクル業者ではなく、市区町村の許可又は委託がないにも関わらず排出者に処理費用の負担を求めるなどして、廃棄物処理法に基づいた適切な廃棄物の収集運搬等を行っていない者など、廃棄物処理法等に抵触する疑いのある場合も散見される。

また、このような廃棄物処理法等に抵触する違法な廃棄物回収業者により収集された使用済家電製品等は、不法投棄や海外における不適正処理等につながっている可能性が高く、生活環境保全上の支障や、家電リサイクル制度に基づく適正なリサイクルの阻害につながるおそれがあると考えられる。

そこで、これらの違法な廃棄物回収業者を取り締まる上で、疑義が生じやすい廃棄物該当性判断について、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(平成24年3月19日付け環廃企・環廃対・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)において考え方を示し、地方自治体における積極的な対応を促進するべく周知したところである。本通知に照らし、岐阜県岐阜市においては空き地形の廃家電無料回収を行う業者について、回収された廃家電は排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断し、取締りを行った結果、廃棄物処理法第7条違反として逮捕、略式起訴され、刑が確定した。

都道府県におかれては、引き続き、貴管内市区町村等と連携し、一般廃棄物の無許可収集運搬対策を実施していただくよう、御協力をお願いしたい。

さらに、住民が廃棄物の排出に当たって問題のある業者を利用しないよう、住民への適切な情報提供をお願いしたい。なお、平成29年には、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者(有害使用済機器保管等業者)は、あらかじめ、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長に届け出るとともに、有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、適切に保管又は処分を行わなければならないとする法改正が行われているところである。

<参考資料>

使用済物品の適正な処理の確保について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k018.pdf>

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19506&hou_id=14992

(4) 建築物の解体時の残置物及び遺品の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物(以下「残置物」という。)がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則であ

る。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市区町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。なお、一般廃棄物については、その処理について市区町村が統括的処理責任を有するところ、様々な事情により元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市区町村における処理方法を示す、又は適正な処理業者に対して市区町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」を受け環境省では、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（平成 30 年 6 月 22 日付け循環適発第 1806224 号・循環規発第 1806224 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を通知したことから、管内市区町村に対し、残置物の適正な処理のため周知徹底をお願いしたい。

また、遺品の取扱いについても、総務省から令和 2 年 3 月 13 日に公表された、「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書」において、一般廃棄物収集運搬業許可未取得の遺品整理サービス事業者が「遺品をまとめて自社倉庫等に持ち帰り、倉庫等で再度、選別後、自社から排出された廃棄物として処理する」、「依頼者に代わって一般廃棄物処理施設まで運び込む」など、廃棄物処理法に違反する疑いのある行為が記載されている。

加えて、遺品整理サービスを含む不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する 2 つの事業者が、処分費用等の名目でウェブサイト上に表示されている料金よりも高額な料金を利用者に請求しているという相談が各地の消費生活センターに寄せられたことで、令和 4 年 6 月 1 日、虚偽・誇大な広告・表示にあたるとして、消費者安全法に基づき消費者庁から消費者へ注意喚起がなされた。

都道府県及び市区町村においては、遺品整理サービス事業者や遺品整理サービス利用者から、遺品整理サービスに伴って発生する廃棄物の処理について問合せがあつた際には、既存の一般廃棄物処理業者を紹介するなど、廃棄物が一般廃棄物処理計画に従って適正に処理されるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携を含む必要な対応を検討いただきたい。

<参考資料>

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000675388.pdf

ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの

料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028878/>

(5) 住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについて

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が施行されているところ、令和3年6月1日の第3回規制改革推進会議において、民泊サービスの推進に向けた取組の一環として、住宅宿泊事業廃棄物について各地方公共団体における処理の実態等を調査し、優良事例等を全ての地方公共団体に周知することを求める提案がなされ、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査結果、対応事例等について取りまとめ、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）において令和3年度中に講ずることとされた措置について（事務連絡）」（令和4年3月23日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）を発出し周知している。都道府県においては、当該事務連絡を御確認の上、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、貴管内市町村の実情に応じて、適切に対応されるようお願いしたい。

(6) 処理困難物や水銀含有廃棄物の処理について

① 適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備

適正な処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに順次、市区町村、関係業界及び関係省庁とともに検討を行い、処理体制の構築を図っている。

エアゾール製品については、エアゾール製品等業界によるガス抜きキャップ（中身排出機構、残ガス排出機構、ガス抜きボタン等）が装着された製品に転換（平成24年度実績でガス抜きキャップを装着したエアゾール製品は約99%、カセットコンロのヒートパネル化は100%）を進める一方、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品をごみとして排出する際は、ガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきた。平成30年12月16日には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、環境省としては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りが重要であると考え、「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」（平成30年12月27日付け）にて周知したところである。

この通知の通り、エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品

を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要であり、市区町村において、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底することを市区町村に願います。

また、排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は、平成 31 年 4 月に行った調査では、約 40%となっている。廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、令和元年 7 月に、都道府県を通じて市区町村等にお知らせした廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果の内容を参考に、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村においては、住民による穴開けをさせずに廃エアゾール製品等を安全に処理する体制の確保を願いたい。

<参考資料>

正しいごみへの出し方（一般社団法人日本エアゾール協会）

<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>

② リチウム蓄電池の処理について

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品（以下、「リチウム蓄電池等」という。）が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発している。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただきたく、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施している。以下の情報等を参考に、各市町村で適切な対応を取り、事故の未然防止に早急に取り組んでいただくをお願いしたい。

<令和元年 8 月 1 日付け事務連絡抜粋等>

・ 市町村における処理体制の適正化

リチウム蓄電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウム蓄電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウム蓄電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人 JBRC では、リチウム蓄電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

- ・ リチウム蓄電池等排出者への排出方法の周知
リチウム蓄電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウム蓄電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び前事項（市町村における処理体制の適正化）を踏まえて、リチウム蓄電池等の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。
- ・ 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討
一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウム蓄電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウム蓄電池を含む）の回収も行っているので活用について検討すること。

<参考資料>

一般社団法人 JBRC ホームページ：<https://www.jbrc.com/>

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/>

<令和3年4月7日付け事務連絡抜粋等>

- ・ 令和2年度対策検討業務結果等について
令和2年度対策検討業務結果では、リチウム蓄電池等に係る製品実態調査、排出状況調査、事故実態調査、市町村・関係団体・有識者等へのヒアリング結果及びそれらに基づく対策検討結果等についてまとめている。
また、廃棄物処理施設における発火事故等の未然防止策をより効果的に推進するため、令和3年度も引き続き、対策検討業務に取り組む。本対策検討業務においては、市町村を対象にしたモデル事業の実施（区域内人口10万人以上の市町村（一部事務組合を含む）3団体が対象 公募期間：令和3年6月11日から7月9日まで）や検討会の開催等を通じ、より効果的な対策集等を整備し、公表する予定である。
参考：環境省ホームページ（令和2年度対策検討業務結果）
<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>

<令和4年4月1日付け事務連絡抜粋等>

- ・ リチウム蓄電池等処理困難物対策集について
令和3年度対策検討業務として、各都道府県及び各市町村の協力を得ながらの情報収集、市町村を対象としたモデル事業の実施並びに有識者等を集めた検討会の開催等を進めてきたところ、それらの知見を取りまとめ、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を作成した。各地方公共団体における対策検討及び実施に御活用されたい。

参考：環境省ホームページ（リチウム蓄電池等処理困難物対策集）

<https://www.env.go.jp/recycle/libtaisaku2.pdf>

- ・ 令和4年度対策検討業務について
令和4年度対策検討業務としては、地方公共団体を対象とした、リチウム蓄電池等対策検討及び導入のためのオンライン説明会の開催、個別コンサルティングの実施並びにヘルプデスクの設置等を予定している。詳細が決まり次第改めて周知するので、そちらも合わせて活用されたい。
- ・ リチウム蓄電池等対策の広報資料について
廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策の広報資料として、動画、ポスター、チラシ等を作成している。住民、排出事業者等におけるリチウム蓄電池等の適切な排出を促進するとともに、廃棄物処理施設における発火事故等を未然に防止するため、各地方公共団体において活用されたい。
参考：環境省ホームページ（リチウムイオン電池関係）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html
- ・ （改訂）一般廃棄物会計基準について
地方公共団体において、リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等による修繕費用を財務書類に計上することで、コスト面からの危機意識をもった廃棄物処理に取り組めるよう令和3年5月に現行の一般廃棄物会計基準の改訂を行った。環境省では、「一般廃棄物会計基準の改訂について（通知）」（令和3年5月20日付け環循適発第2105201号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を通知したことから、各地方公共団体において活用されたい。
- ・ 広域認定制度の新たな対象品目の追加について（環境省としての取組）
令和3年2月2日付けで、リチウムイオン電池を含有する「加熱式たばこの廃喫煙用具」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の9に規定する広域認定制度の新たな対象品目として追加した。メーカー等を主体とした、加熱式たばこの廃喫煙用具の回収及びリサイクルの取組を促進していく。

③ 不要ライターの収集・処理について

不要ライターの処理については、ライターの適切な廃棄方法に係るリーフレットを作成・配布する等の取組を実施しているほか、循環型社会形成推進交付金により、一般廃棄物の処理のために市区町村が行う施設整備に対する支援を行っており、エアゾール缶やライター等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となるので、その旨市区町村に対して周知をお願いしたい。

<参考資料>

使い捨てライターの処理等に関する調査結果について
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12846>
ライターの適切な廃棄方法の周知について
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13110>

④ 水銀含有廃棄物の適正な処理

市区町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物へ指定されているところ、廃水銀等の処分基準等を定める廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29 年 10 月に施行されており、また、廃棄物処理施設からの排ガス中の水銀については、改正大気汚染防止法に基づき、排出基準が定められ、平成 30 年 4 月に施行されている。

環境省としては、家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収について、その徹底・拡大を図るため、平成 27 年に、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び「市区町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を策定し、更新事例集（第 2 版）を市民向けポスター及び回収ボックスのひな型と併せて平成 30 年 6 月にホームページにて公表した。

各市区町村においては、事例集の回収実施事例やポスター・回収ボックスといった資材の作成事例を参考に、家庭に退蔵されている水銀体温計・水銀血圧計などを回収する実施するなど、水銀廃棄物の更なる適正処理の推進に向けて御協力をお願いしたい。

⑤ 石綿を含む家庭用品の適正な処理

石綿が 0.1% を超えて含まれている製品については、平成 18 年 9 月以降、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されているところであるが、令和 2 年 11 月以降、特定のメーカーから販売されたバスマット、コースター等の珪藻土製品中に、基準を超える石綿が含まれているものがあることが判明している。

当該製品については、メーカー等による回収が行われているところではあるが、一部、当該製品又はその疑いがある製品の廃棄物が使用者から直接排出される事例が生じており、それらの廃棄物について適正な処理が必要となっている。

令和 3 年 1 月 29 日に、厚生労働省との連名により「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について」（令和 3 年 1 月 29 日付け基安化発 0129 第 1 号、環循適発第 2101291 号、環循規発第 2101297 号、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を都道府県等に対し発出しているが、通知事項に記載の当該石綿含有珪藻土バスマット等の処理方法等について御留意の上、引き続き遺漏のないよう御対応をお願いしたい。

<参考資料>

石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129.pdf>

http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129_betten.pdf

令和2年11月以降に判明した石綿を含む家庭用品に関連した厚生労働省の報道発表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/press.html>

(7) 高齢者のごみ出し支援について

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加するにつれて、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例が増加している。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要性が生じている。

一部の地方公共団体においては、ごみ出しに課題を抱える高齢者に対する支援が開始されており、環境省では、このような取組を進めるために必要となる手引きや事例集を作成し、環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

<参考資料>

高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の検討

http://www.env.go.jp/recycle/post_50.html

(8) 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

令和3年7月2日に開催された第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大のため、廃棄物処理法の適用に関して一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることとなった。

これを受けて、環境省では、「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」（令和3年9月30日付け環循適発第2109301号・環循規発第2109302号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を通知し、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物については、両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において、混合して処理することができる旨を周知した。

<参考資料>

第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令

和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について

https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109301_2109302.pdf

(9) 焼却禁止の例外に対する行政処分等の適用について

令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、「農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化」を求める提案がされ、廃棄物の焼却禁止の例外とされる農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等に対する行政処分等の適用について、解釈の明確化を図ることとなった。

これを受けて、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について」(令和3年11月30日付け環循適発第2111305号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)を通知し、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である旨を周知した。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k107.pdf>

2. 広域化・集約化の推進等について

(1) 広域化・集約化の推進について

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方で、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化していることから、環境省は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化につ

いて」（平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「広域化・集約化通知」という。）を発出した。また、令和 2 年 6 月には、広域化・集約化の更なる推進を目的として、都道府県及び市町村の担当者が参考となる情報や事例をとりまとめた「広域化・集約化に係る手引き」を作成し、周知したところである。

将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっていることから、各都道府県においては、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を昨年度中に策定いただいたところかと思うが、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

なお、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」に加えて、「施設の広域化・集約化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

（２）廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5 年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めることとなっており、平成 30 年 6 月に 2022 年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を閣議決定した。

今回策定された施設整備計画は、従来から取り組んできた 3 R・適正処理の推進、気候変動対策や災害対策の強化に加え、同時期に策定された第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画とも連動し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の観点を記載している点が特徴である。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても充実させている。

施設整備計画における主な目標値は下記のとおり。

	2022 年度目標	2017 年度見込み
ごみリサイクル率(%)	27	21
一般廃棄物最終処分場残余年数(年)	20	20
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値(%)	21	19
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合(%)	46	40
浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率(%)	70	53
合併処理浄化槽の基数割合(%)	76	62

省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量（万 t-CO2）	12	5
--------------------------------	----	---

環境省では、本計画の趣旨を踏まえ、循環型社会形成推進交付金制度の充実等の取組により、一般廃棄物処理施設の整備等を推進しているところである。また、地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていくためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであることから、前述の通り、平成31年3月に「広域化・集約化通知」を発出した。については、本計画の趣旨を踏まえた市区町村による一般廃棄物処理施設の整備等への支援をお願いする。

<参考資料>

廃棄物処理施設整備計画

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/109373.pdf>

（3）インフラ長寿命化計画の策定について

平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）が決定され、本基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成28年度までに策定することとされ、また、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を令和2年度までに策定することとされていた。本基本計画を踏まえ、環境省では、平成28年3月に廃棄物処理施設等に係る「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定、令和3年4月に改定したところである。

令和2年度中が策定期限のところ、インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を未策定の各自治体におかれは、インフラ長寿命化計画の趣旨を十分御理解いただき、早急にこれを策定いただきたい。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査の調査票にも記載のとおり、個別施設計画については、長寿命化総合計画と同一のものと判断されるため、長寿命化総合計画策定済みの市区町村等におかれは、このことを念頭に置き、今後の調査にご回答いただきたい。これらの計画に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新と改修を組み合わせ、廃棄物処理施設の計画的な整備を図られたい。

その際、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコスト（L

CC) を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入の推進に向けて、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」を令和2年度に更新したため、廃棄物処理施設の長寿命化に当たっての参考にされたい。

<参考資料>

環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）について

<http://www.env.go.jp/other/infra/index.html>

廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

(4) 廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等

環境省では廃棄物処理施設設置者や管理者等によるこれら取組みを促進するため、平成18年12月に「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定している。

都道府県におかれては、貴管内市区町村及び廃棄物処理施設を設置し、又は管理する事業者に対し、引き続き本指針の周知を図り、廃棄物処理施設における事故対応マニュアル作成の推進に努めるとともに、前述のようにリチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等が増えている状況も踏まえ、廃棄物処理施設において発生した事故の情報を共有し、事故防止及び事故発生時の対応に役立てるため、他の地方自治体等へ周知を図るべきと考えられる事故発生事例があった場合には、区域を管轄する地方環境事務所あて、情報提供をお願いする。

<参考資料>

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/8952.pdf>

一般廃棄物処理施設に係る典型的な事故の概要及び原因、並びにその対策などについて

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-01/index.html>

(5) 廃棄物処理施設におけるPFI事業の推進

一般廃棄物処理施設の整備については、基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、PFIの活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、循環型社会形成推進交付金制度においても、令和元年度よりPPP/PFIの検討を要件とした。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本交付金制度を活用した廃棄物処理施設におけるPFI事業の推進のための積極的な周知及び助言をお願いする。

(6) 一般廃棄物処理実態調査の結果等

令和2年度における全国の一般廃棄物のごみ総排出量は4,167万トン、リサイクル率は20.0%で、近年伸び率が鈍化し横ばいとなっている。都道府県等におかれては廃棄物の減量化の取組みと共に、分別収集や再生利用による循環的利用を推進し、リサイクル率のより一層の向上を図るため、引き続き、貴管内市区町村に対し支援をお願いする。

<参考資料>

令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html